

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

規 則

号 外 (一) 平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 一 日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第四項を削る。

第六条第三項中「本庁課内室」の下に「（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）」を加える。

第十八条第一項中「商工労働部」を削り、「二人」の下に「商工労働部にあつては三人」を加え、同条第二項中「県土整備部」を「商工労働部、県土整備部」に改める。

附 則

この規則中第十八条の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成二十五年一月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

（火曜日）
（金曜日）

発行

（休日相当日）
（ときは翌日）

平成二十四年十二月二十一日

平成二十四年十二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社